



ごみはルールを守り適切に出しましょう！

ごみや資源物の排出にあたり、排出ルールが守られていないことにより回収できない「不適正排出」が後を絶ちません。正しい排出ルールについて、改めてご確認ください。

◀「不適正排出」の主な事例▶

○燃やすごみ・燃やさないごみの場合

- ・町指定のごみ袋以外の袋やダンボール箱等での排出 → 必ず町指定のごみ袋を使用してください。
- ・事業系ごみの混入 → 事業所等から出るごみを家庭ごみに混ぜることは違法です。事業系ごみの処理は収集運搬許可業者に依頼してください。

○資源物の場合

- ・「プラ製容器包装」に異物が混入している
→ 収集後の再資源化の妨げになりますので、正しく分別してください。
紙、ティッシュペーパー、割りばしなどは「燃やすごみ」へ。金属、硬質プラスチック、スポンジなどは「燃やさないごみ」へ。弁当容器等は汚れや食べ残しを取り除いてから入れてください。食べ残しは「燃やすごみ」へ入れてください。

○ごみ・資源物共通の事例

- ・収集日ではない日に排出、収集が終わった後に排出
→ 長期間放置されることにより、カラスに荒らされるなどの被害が発生し、ステーションを管理する地元の方が大変迷惑しますので、やめてください。
- ・自分の区域以外のステーションに排出
→ 不適正排出等の理由で回収されなかった場合、そのまま放置されてしまいます。絶対にやめてください。

不適正排出により回収されなかったごみ・資源物には、その理由を記載したシールを貼り付けしています。ごみが置き去りにされたときは、持ち帰って正しく分別してから次の収集日に出してください。自分の出したごみ袋が置いていかれていないか、確認するようにしましょう。

その他、詳しい分別の方法については、町配布の冊子「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-2118

電動生ごみ処理機 簡易コンポスト



電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成



町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機及び簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。

対象者：町内に居住している方（事業所等は除く）

助成金額：電動生ごみ処理機 購入額の1/2を補助します。（上限額4万円）
簡易コンポスト 自己負担額3,000円で提供します。

申請手続：申請用紙は、環境対策課、中央公民館、福祉センターの窓口に備え付けていますので、必要事項を記入の上、各施設の窓口に申込みください。
町ホームページから申請用紙をダウンロードして郵送で申請することもできます。
〒046-8546 余市町朝日町26番地 民生部 環境対策課 廃棄物対策係

申込締切：5月30日（金）（郵送の場合、当日消印まで有効）

その他：電話での受付はできませんので、ご注意ください。
簡易コンポストの機種は町が選定したものとなります。
応募者多数の場合、抽選となる場合があります。
購入方法等の詳細については、助成決定後に郵便にてお知らせします。



電動生ごみ処理機



簡易コンポスト

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-2118